各 位

会 社 名 日 邦 産 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知 コート・番号 9913 東証スタンダート・名証メイン上場 問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智 (TEL. 052-218-3161)

## 当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、2022年3月2日付「株主総会決議無効確認請求訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、フリージア・マクロス株式会社(以下「フリージア・マクロス社」といいます。)より提起されました、2020年6月24日開催の第69期定時株主総会における決議の無効確認請求訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)につきまして、名古屋地方裁判所より、フリージア・マクロス社の請求を却下する旨を内容とする判決(以下「第一審判決」といいます。)の言渡しを受けておりますが、本日、名古屋高等裁判所より控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 控訴が提起されるに至った経緯

2022年3月2日付「株主総会決議無効確認請求訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、フリージア・マクロス社は、当社の2020年6月24日開催の第69期定時株主総会における「第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件」の決議(以下「本件決議」といいます。)に関し、決議の内容が法令に違反しており、無効であるとして、本件決議の無効確認を求めて本件訴訟を名古屋地方裁判所に提起しておりましたが、2022年3月2日、フリージア・マクロス社の請求を却下し、訴訟費用はフリージア・マクロス社の負担とするとの判決の言渡しがありました。

これに対して、フリージア・マクロス社は、当該判決を不服として、名古屋高等裁判所に対し控訴を提起したものです。

2. 控訴の提起があった裁判所及び年月日

(1) 裁判所名古屋高等裁判所(2) 控訴日2022年3月12日(3) 控訴状送達日2022年4月19日

3. 控訴を提起した者

名 称 フリージア・マクロス株式会社 所在地 東京都千代田区神田東松下町17番地 代表者 代表取締役 奥山 一寸法師

## 4. 控訴の内容

- (1) 第一審判決を取り消す
- (2) 本件決議が無効であることを確認する
- (3) 訴訟費用は第一審、第二審とも当社の負担とする

## 5. 今後の見通し

当社は、本件決議は適法かつ適正に行われたものと確信しており、また第一審判決において裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えておりますので、引き続き控訴審においても本件決議の適法性等を主張してまいります。

以 上